総社市地域猫活動助成金交付要綱を次のとおり定める。

令和6年3月29日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市地域猫活動助成金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、地域猫活動に取り組む団体を支援するため、予算の範囲内において、地域猫活動助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 地域猫 特定の飼い主のいない猫をいう。
 - (2) 地域猫活動 地域住民が主体となり、周辺住民の合意を得たうえで、地域猫の不妊去勢手術を行うほか、給餌及びふん尿処理等の管理に関する規程を設けて継続的に地域猫を管理することで、一代限りの生を全うさせ、野良猫による被害や産まれてくる不幸な猫の数を減らし、人と猫が共生できる地域にしていく活動をいう。

(助成対象団体)

第3条 助成金の交付の対象となる団体は、岡山県地域猫活動支援事業実施要領(「岡山県地域猫活動 支援事業実施要領」及び「岡山県猫の適正飼養ガイドライン」について(平成31年4月1日付け動 愛第1号岡山県動物愛護センター所長通知)別添。以下「県要領」という。)に基づく地域猫活動実 施計画(以下「地域猫活動実施計画」という。)の承認を受けた、市内で地域猫活動を行う団体とす る。

(助成金の額)

- 第4条 助成金の額は、地域猫活動実施計画により承認を受けた、4月1日(以下「基準日」という。) において管理している猫(以下「管理対象猫」という。)1頭につき年額5,000円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、基準日の翌日から翌年2月末日までの間において、前条に規定する助成 対象団体となった場合における当該助成対象団体に交付する助成金の額は、管理対象猫1頭につき4 16円に、次条の助成金交付申請書を提出した月の翌月から当該提出した月の属する年度の3月まで の月数を乗じて得た額とする。

(交付申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、助成金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年度2月末日までに市長に提出しなければならない。
 - (1) 県要領に基づく地域猫活動実施計画承認申請書の写し
 - (2) 地域猫活動実施計画が承認された通知の写し
 - (3) 管理対象猫のリスト
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付を決定した場合には、当該申請団体に対し、助成金交付決定通知書により通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査において、交付しないことを決定した場合には、当該申請団体に対し、その旨を通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請団体は、市長に対し、助成金請求書を提出するものとし、市長は、これに基づき助成金を交付するものとする。

(追加申請等)

- 第8条 第6条第1項の規定による助成金交付決定通知を受けた後に、管理対象猫が増加した申請団体は、助成金追加交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に提出することができる。
 - (1) 増加した管理対象猫のリスト

- (2) 県要領に基づく地域猫活動実施計画変更届の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する管理対象猫が増加した申請団体に対して交付する助成金の額は、増加した管理対象 猫1頭につき416円に、前項の助成金追加交付申請書を提出した月の翌月から当該提出した月の属 する年度の3月までの月数を乗じて得た額とする。
- 3 第6条及び前条の規定は、管理対象猫が増加した場合における助成金の交付について準用する。この場合において、第6条中「前条」とあるのは「第8条第1項」と、「助成金交付決定通知書」とあるのは「助成金追加交付決定通知書」と読み替えるものとする。

(実績報告)

- 第9条 交付の決定を受けた申請団体は、毎年度3月31日までに助成金実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

- 第10条 市長は、助成金の交付の決定を受けた申請団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めた ときは、助成金の交付の決定の一部又は全部を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の一部又は全部を取り消した場合において、 既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその一部又は全部について返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 目

この告示は、令和6年4月1日から施行する。